

令和5年6月定例会一般質問

通告4

質問 子どもの発達支援について

答弁 支援機関との連携を強化してまいります

5番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、子どもの発達支援について御質問いたします。

放課後等児童デイサービスは、授業終了後、学校休業日に集団や個別で発達に課題を抱える子どもの療育と成長、自立に向けてサポートしていく事業です。本町には、平成25年6月、シェアスペースあにまーと内に「とらい

あぐる」と、令和2年2月に開所した「たいようとクローバー」と、民間の事業所2か所で放課後等児童デイサービスを開設しています。就学児童の7歳から18歳まで合わせて、それぞれの場所で1日10名の受入れをしています。

管理責任者の方からお話を伺い、安心して過ごせる居場所づくりと、一人一人に寄り添い見守りながら、子どもたちに向き合う施設の在り方や先生たちは子育て支援の大事な役割を担っているのではないかと感じました。そのお話の中で、来年度の小学校入学に向けて、未就学児の保護者から既に事業所に問合せや相談が来ているそうです。保護者の中には、仕事をこのまま続けていけるのかなど、就労に関して心配する声がよく聞かれるということです。発達に不安を抱えるお子さんの療育支援と保護者の就労支援を含めた居場所づくりとして、児童館の放課後児童クラブなど、利用の仕方の丁寧な説明をする必要性があるのではないのでしょうか。

そこで、以下の2点について町長にお伺いいたします。

1点目、児童館の放課後児童クラブにおいて支援が必要だと思われる児童を受け入れる場合、現在どのような対応を行っていますか。また、対象児童の特徴や配慮すべき事柄についての必要な情報の共有を実施していますか。

2点目、国では基本指針に、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、または圏域での設置を進めています。本町において、6歳から18歳の子どもの発達支援と相談支援を行う児童発達支援センターを整備する必



要があると考えます。現在の状況と今後の児童発達支援センター整備について、どのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の子どもの発達支援について御答弁申し上げます。

1点目の児童館の放課後児童クラブを受け入れる場合の対応についてですが、児童クラブは保護者が就労等の理由により家庭を不在にし、放課後に児童を養育することが出来ない場合に児童館において児童を受入れており、その条件として、普通学級や特別支援学級の在籍区分によらず、身辺自立が出来、集団生活が可能な児童で、特に児童館まで自力で通うことができることとしております。

そのため、新入学児の場合は障がいのある児童も含め、入学前に保育園等の活動を見学したり、保育士や保護者、児童と面談し、児童の特性等を把握し受入れを行っております。また、受入れ後は小学校とも連携し、随時、情報共有を行うとともに、児童にトラブルがあった場合には保護者や小学校とも相談しながら、児童が生活しやすい環境を整えるように努めております。さらには、障がいがある児童との接し方について、今年度も特別支援教育の知識を有する専門家を講師に招き研修会を行う等、児童館職員のスキルアップに努めているところであります。

2点目の児童発達支援センターの整備についてですが、児童発達支援センターは発達の遅れや障がいがある児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適用訓練などを行う児童発達支援とともに、保護者への相談支援や保育施設等への助言、援助を行うなど、地域の中核的な医療資支援施設と位置づけられるものでございます。

市町村及び都道府県が策定する第2期障がい児福祉計画においては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または圏域に少なくとも1か所以上の施設を基本として目標設定するところでありますが、施設整備のハード面や人員基準等の指定基準におけるハードルが高く、現在道内では27事業所の指定に留まっている状況であります。

本町においては現在、発達の遅れや障がいがある児童やその保護者に対する支援を行う身近な療育の場として、町営の児童デイサービスセンターを町立保育園に併設し、未就学児の児童発達支援を行うとともに、0歳から18歳の子どもの発達に係る個別相談、学校や保育所等への訪問支援や医療機関との連携を図る子ども発達支援事業にも取り組んでいるところであり、国が示す児童発達支援センターと同等の機能を有する療育支援体制と

なっております。

児童発達支援センターの整備に当たっては、子ども発達支援事業の実績を生かし、地域の中核的な市町村こども発達支援センターとしての位置づけに向け、障害者自立支援協議会や関係機関からの御意見等を踏まえながら協議を進めてまいります。

また、この他に町内には、発達の遅れや障がいがある児童への療育支援、また、その保護者への相談支援を展開する民間事業所は3か所開設しております。町といたしましては障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた地域での相談支援や専門的な療育が受けられるよう、引き続きニーズ把握に努め、支援機関との連携を強化していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。再質問いたします。

ただいま御答弁で、地域での相談支援や専門的な療育が受けられるように、支援機関との連携を強化していきたいとの町長の御答弁は大変理解いたしますが、本町の町内小・中学校において、支援の必要な児童生徒は年々増加し療育のニーズも高まっていると感じます。

現在町内2か所の民間事業所で療育支援を展開していますが、受入れ人数の拡充を求めるのは難しいと考えます。今後、新たな事業所、子どもの居場所の在り方を民間と町とで連携協力して、次につながる子育て支援施策を講じていくべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。現在ある民間事業所も含めてですね、今後何か展開できる場所はないかというのは探しているところでございまして、サービスの利用状況等を踏まえながら、できるだけ援助をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

また、具体的には開設場所につきまして、空き家でありますとか空き店舗の紹介、事業の立ち上げにおきましては、北海道の指定を受ける必要がありますので、その申請手続への助言等、できる限り行っていきたいというふうに考えております。

また、開設する事業所の受入れ定員の拡充につきましては、当然、施設基準上における定員の上限もありますので、必要人員配置とした保育士等の人材の確保も重要となるため、民間事業所が参入しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。